

## 第14回クリーンセンター滋賀環境監視委員会会議概要

1. 日時平成21年3月23日(月)14:00～16:00
2. 開催場所 クリーンセンター滋賀 研修室
3. 出席者 環境監視委員  
学識経験者:金谷委員長  
住民代表:中島茂委員、中島常浩委員、東委員  
中邨委員、中島仁史委員  
事業者:坂本委員、岩倉委員  
滋賀県:森井委員  
甲賀市:稲葉委員、一宮委員  
環境事業公社:對中委員  
事務局:財団法人滋賀県環境事業公社



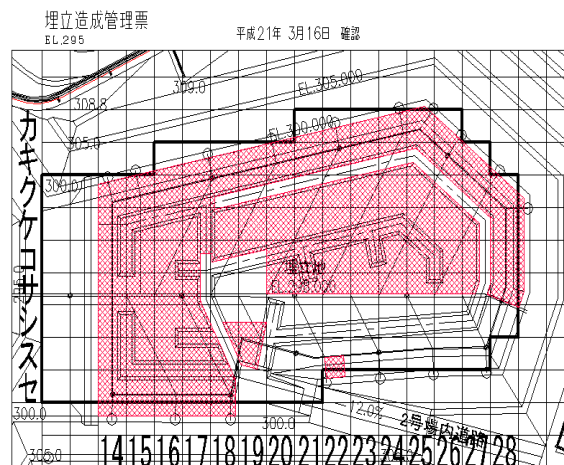
### 4. 議事概要

(1). あいさつ(公社 副理事長)

(2). 活動内容(所長説明)

#### ■資料1：埋立造成管理について

- ・月始めに埋立状況を確認。網かけメッシュが埋立完了部分。
- ・E L 298～300 の 2.0m (0.5m が保護砂なので実際の埋立は 1.5m)
- ・E L 298 の平面部分は約 1ha(完了部分は約 0.71ha)
- ・埋立地の座標サ行にある浸出水集排水管を境に右岸に有機物系の廃棄物、この集排水管のすぐ横に石綿含有廃棄物、このすぐ左岸側に廃石膏ボード、座標セのラインには法面保護の畳と無機物系の廃棄物を埋め立てている。
- ・約 70%の面積 (10,500m<sup>2</sup>分) が埋立完了(H21.03.13 現在)
- ・次層埋立の準備として、E L 300 より上に堰堤を造成中



#### ■資料2：搬入実績報告等について

- ・平成20年10月30日～平成21年3月13日までの搬入実績

搬入事業者数 88事業者 契約事業者数 120事業者 (契約業者の内73%が搬入)

搬入台数 2,287台 搬入重量 21,727t (安定型物2%、管理型物78%、残土等廃棄物以外20%)

\*ある事業者が過去に自社敷地内に埋立処理をしていた有機系廃棄物の処分が大半を占めている状況であり、製造業等から排出される固定的な産業廃棄物は少ない。

\*建設系混合廃棄物は建設物の解体に伴い発生する物が出てきている。

\*廃石膏ボードについては、石膏ボードの再利用は困難であり、処分するには管理型として行う必要があることから搬入されている。

○マニュアルの変更について:フレコン袋等に入っているばいじん等で開けることで埃が舞う物については袋を裂くのではなく開けて中身を確認してから処分する。

○安全対策について:分析のサンプリングは、柄の長い柄杓で複数箇所から採取し分析を行う。

○展開検査について:大きな運搬車両では展開検査場のキャットウォークに当たるため、その場合、処分場内で仮設の展開ヤードを設置し確認する。

○受入拒否の事例について:ガラス陶磁器くずとして契約した廃棄物に契約品目外の物が混入したり、有機溶剤系の臭いがしたため受入拒否をした。排出事業者には文書でその旨を通知した。

### ■資料3：蛍光X線分析について

- ・現時点までの34サンプル（管理型4品目）の分析結果
- ・溶出量検査：排出業者が試験した結果 含有量検査：公社が蛍光X線分析した結果 ○×：有無
- ・溶出のあった成分は 鉛(Pb)、クロム(Cr)、砒素(As) 含有では鉛(Pb)、クロム(Cr)
- ・溶出量と含有量は相関があるとして受入の判定基準を設けた。
- ・現時点(H21.3.23時点)で公定法検査を要するまでのケースはなかった。

#### ○検知管分析について

- ・現在のところ、揮発性有機塩素系化合物が検出された事例は無し。
- ・“ガラス陶磁器くず”受入拒否の案件で検知管分析をおこなったが検知されなかった。

### ■資料4：水質調査結果について

#### ○原水について

- ・1月に塩化物イオンが増えているのは、場内道路に散布した凍結防止剤によるものと思われる。
- ・1～2月にかけてBOD、COD、SS、窒素の濃度が増えているのは、有機汚泥の受入によるものと思われる。

#### ○下水道投入水について

・窒素濃度が上昇しているが、この時期はまだ窒素処理を行う生物処理が行われていなかったことに起因する。現在は原水を貯留槽に溜めてバクテリアを投入するなど生物処理の準備を行っている。

#### ○地下水について

- ・年に1回、全項目について調査している。
- ・フッ素が検出されているが、環境アセスメント開始時から検出のある物質なので、自然由来のものと考えられる。また、鉄、マンガンの検出についても同様に自然由来と考えられる。
- ・塩化物イオン濃度、電気伝導率については安定している。

### 【主な意見および質疑】

- ・1日当たりの搬入台数はどれくらいか？運搬ルートは神経由ではなく国道1号経由なのか？新名神を利用している事業者はあるのか？車両は10t車が多いのか？東側（三重県側）からの搬入はないのか？  
→1日平均25台程度。10t車が中心。搬入は、旧の信楽町、甲南町を事業先としているところが4～5者あり、ここからは神村経由での運搬と思います。それ以外は国道1号です。新名神はたまに話としては聞きますが実際の搬入はないと思います。東側から搬入の話はありません。
- ・契約書にルートについて記載はあるのか？  
→契約書にはありませんが、講習会での説明、手引きの記載等で搬入ルートのお話をしています。
- ・公社で各排出事業者の運搬ルート情報を把握しておく必要はないのか？  
→契約時に廃棄物の発生場所が分かるので、ルートについてもほぼ把握できます。
- ・埋立造成位置については3次的に管理をしているのか？メッシュの大きさは？このメッシュの中にいろいろな廃棄物が入り込むことはないのか？  
→今はまだ一層しかありませんが、3次で管理しています。メッシュサイズは一辺10mです。1メッシュあたり150m<sup>3</sup>程度(縦10m×横10m×高さ1.5m)あるのでいろいろな廃棄物が入ります。このメッシュの中に何がどれだけ入っているかをGPSで管理しています。
- ・事業者でなく個人の廃棄物を受入したという話が聞こえてきているが、そういうことはあるのか？  
→個人の一般廃棄物は市や町に相談してもらうように伝えている。個人事業者から排出される産業廃棄物の受入はあります。

・埋立造成管理平面図をもう少しわかりやすく(色分けするなど)して欲しい。

→メッシュによって埋立されているものの比率が異なるので細かなところまで色分けできないが、それらを5分類ぐらいに分けて色分けする程度ならできると思われます。

・有機汚泥は分解して体積が縮小しないのか?今回大量に受け入れた有機汚泥は大丈夫なものなのか?

→今回のものは20年以上前のものであり、強熱減量も小さいものなのであまり減ることはないと思います。排水処理施設等から排出される通常の有機汚泥は今後分解していくので体積減少があり、地盤沈下の可能性は出てくると考えられます。そういったこともあり、有機汚泥を大量には入れたくないという思いがあります。

・20年以上前の有機汚泥で、アンモニア性窒素が多く残っていて有機分がそれほど残っていないというのはどんな物質だったのでしょうか?

→搬出時に現場確認に行きましたが、アンモニア臭がしていたのでアンモニア性窒素が多くても不思議ではないと思っていた。土中で密閉した状況だったので、有機物としては嫌気性分解して、窒素分が還元状態でアンモニア性窒素としてとどまっていたと思われます。

・比重が2ぐらいだと汚泥はカチカチではないか?あまりカチカチだと透水性に支障をきたすと思われるが?

→粘土より柔らかいぐらいのものです。

・そこに水が溜まることはないのか?

→浸出水の色(濁り)に現れてきているので流れていると思います。

・展開検査について、非常に大きい車両の場合、検査場では展開が困難ということで、処分場内で展開検査を行うという話だが、マニュアルにはやむを得ない場合、処分場内で行うということが記載されていたのか?

→展開検査場、または処分場内ということは記載されていましたが処分場内の検査については具体的に記載されていなかったもので、今回、場内で行う場合は仮設ヤードを設けて行うことを記載しました。

・展開検査場で検査できるサイズの車両で運搬するように指導はしているのか?

→1事業者について、ロングボディの車両かそれより小さい車両にするかの話はありました。廃石膏ボードは比重が軽いため10tを積んでこようとするとロングボディになることがあります。

・処分地内で一度展開してしまうと、万が一持ち帰りになると積み込むのが大変になると思うが?

→現在、ロングボディ車輛での搬入を考えている事業場がありますが、持ち帰りについては説明しています。

・廃棄物の受入拒否について、どういう理由で“持ち帰り”になったのか?

→ガラス陶磁器くずの契約でしたが、それ以外の廃棄物が混入していたのと有機溶媒臭がしたことによるものです。

・この会社から同じような廃棄物が搬入された場合には受け入れないのか?

→ガラス陶磁器くずとしては受け入れられません。

・溶出試験は事業者の自主的な検査ということだが、契約時には自主的にやってくれということか?

→契約時の必須資料として添付してもらっています。

・試験方法は環境省の定めたものか?

→そのとおりです。

・管理型4品目(汚泥、鉍さい、ばいじん、燃えがら)の受入判断基準について、溶出試験で検出があるのに含有量試験で検出が無い(蛍光X線検査不検出)ケースは理論的におかしいので、注釈を付け加えておく必要があるのではないか?またこのようなケースはサンプルが不均一なので起こるのか?

→それ(サンプルの不均一性)も原因かもしれませんが、元素によっては、定量下限に起因するもので、溶出検査には検出されやすいが、含有量検査(蛍光X線検査)では検出されにくいこともあるのではないかと考えています。

・公定法による分析が必要になったとき、その費用は事業者、公社どちらで負担するのか？（搬入時に事業者側で把握しておくべきことならば事業者負担だろうし、埋立時に公社で確認しておくべきことならば公社負担になると思う）

→埋立が可能かどうかの確認という位置づけなので公社負担です。契約時の溶出試験については事業者負担です。搬入実績等に応じて変わりますが、契約更新時にも溶出試験結果を出してもらおうこととなっており、その費用は事業者負担となります。それ以外については公社負担と考えています。公定法の試験結果を蓄積していくことで受入判断基準等の資料として利用できます。また、公社内部の管理で基準を超えていない廃棄物であっても年1回程度公定法検査の実施を考えています。

・水質調査等のデータがある場合、比較対象（基準値等）があると分かりやすい。河川の場合も同様に記載されていると分かりやすいのだが。

→河川の場合、類型ごとに基準はあるが、次郎九郎川には基準が設定されていないので参考に野洲川のものを載せることなら出来ます。

・次郎九郎川の基準について、類型河川のデータもあるが、センターが出来る前の河川水質のデータを載せてみるのも良いのではないかな？

→データを確認して対応いたします。

・処理水の水質で基準値を超えた場合はどういう処置を行うのか？

→下水道放流を止めて、処理水を原水槽へ戻し、再度処理を行います。

・環境アセスメント事後調査の報告は次回ぐらいに出来るのか？

→例年7月頃に縦覧できるように進めているので開催時期によっては報告が出来るかと思います。

・今後の委員会のスケジュールはどうなるのか？

→年3回の予定ですので、4ヶ月に1回ぐらいになると思います。1回目を夏頃とすれば、アセスの事後評価の話が出来ると思います。7月後半ぐらいにはまとまっているとは思いますが。

・この施設を建設するに当たり、環境的な配慮もなされていると思うが、そういったところの案内も入れて欲しい。

→初夏ぐらいに見てもらえるといいかと思います。

◎次回、監視委員会は7月頃の開催予定。